

## 大分県オフィス改革推進事業委託業務 公募型プロポーザル募集要項

### 1 目的

本要項は、大分県オフィス改革推進事業委託業務（以下「委託業務」という。）にかかる委託候補者を選定するにあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等必要な事項を定めるものである。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 大分県オフィス改革推進事業委託業務
- (2) 契約期間 契約日から令和8年7月31日（木）まで
- (3) 業務概要 本業務は、「オフィスが変わる。マインドを変えて、行動を変える。」をコンセプトに、大分県庁の組織力・職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できるよう執務環境を整備するとともに、個々の意識改革により、効率的かつ多様で質の高い働き方を実現するため、大分県庁舎のオフィス改革を実施するもの。
- (4) 業務詳細 別紙「大分県オフィス改革推進事業委託業務仕様書」のとおり。  
ただし、当該仕様書の内容は、予算の範囲内で変更できるものとする。
- (5) 契約限度額 344,444千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の遂行に必要な能力を有し、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 大分県内に本社、支社又は営業所・事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者（本要項6（1）に規定するプレゼンテーション実施日において当該資格を有する見込みの者を含む。）であること。
- (4) 本要項4（1）に規定する書類の提出期限において、現に大分県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 公告日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間に同種又は類似の業務（県内、県外を問わない）を受託した実績を有していること。実績については、再委託による受託でも可とする。
- (9) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
  - ① 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的とする者でないこと。
  - ② 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
  - ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しないものであること及び次の各号に掲げる者が実質的な運営に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (10) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

#### 4 応募方法等

##### (1) 参加申込書の提出

参加を希望する者は、「プロポーザル参加申込書（様式1）」を令和7年4月25日（金）17：00までに下記（3）の提出先に提出すること。

##### ① 参加形態

参加に際しては、単独の企業（コンソーシアム可）、複数社によるJVのいずれでも可（但し、いずれかを選択すること）とするが、一つの企業が参加できるJVは一つに限るものとする。JVの場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

##### ② 参加資格の喪失又は辞退

参加申込後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。

また、都合により辞退する場合には「プロポーザル参加辞退届（様式2）」を提出すること。

## (2) 提案書等提出書類

「プロポーザル参加申込書（様式1）」の提出後、以下の書類を令和7年5月16日（金）17：00までに下記（3）の提出先に印刷物（1部）及び電子メールにてデータを提出すること。

### ① 会社概要書（様式3）

・会社概要のパンフレットを添付すること。JVの場合はそれぞれ作成すること。

### ② 提案者の類似業務の実績（様式4）

- ・過去5年間以内に履行された本業務と類似する業務の内容を記載すること。
- ※実施規模（面積・人数等）の大きいものを優先して記載すること
- ・受託した業務ごとに作成すること。
- ・JVの場合は、企業ごとに記載すること。

### ③ 配置予定責任者の経歴及び実績（様式5）

- ・業務経歴欄は、配置予定責任者が役職に関係なく過去に従事した主な業務について記載すること。
- ・記載する業務は、実績が確認できる最低限の件数でよい。

### ④ 配置予定責任者の類似業務の実績（様式6）

- ・受託実績ごとに作成すること。
- ・業務実績が、主幹事以外の立場で参加した場合は、「受託業務の内容と特徴」欄に構成企業名を全て記載すること。

### ⑤ 企画提案書（任意様式）

- ・大分県オフィス改革推進事業委託業務企画提案書等作成要領を参考に作成すること。

## (3) 提出先

大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁本館3階

大分県総務部行政企画課 古澤・糸永・渡辺

電話番号：097-506-2233

E - m a i l : a11100@pref.oita.lg.jp

(4) 質問

本プロポーザルの実施に関する質疑については、「質問書（様式7）」により行うものとし、持参又は電子メールのいずれかの方法で行うこと。

- ① 質問書提出期限：令和7年4月25日（金）17：00
- ② 提出先：上記（3）の提出先
- ③ 回答方法：プロポーザル参加申込者全員に対して、令和7年5月9日（金）まで（予定）に電子メールにより回答する。

(5) 記載留意事項

- ① 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- ② 言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法の法定計量単位によるものとする。
- ③ 用紙は原則としてA4サイズまたはA3サイズを使用すること。

5 審査

(1) プレゼンテーション

① 日 時

令和7年6月3日（火）

（開始時間についてはプロポーザル参加申込者に対して個別に連絡いたします）

② 場 所

大分県庁本庁舎内会議室（プロポーザル参加申込者に対して個別に連絡いたします）

(2) 説明者

説明者は5名以内とする。

(3) プレゼンテーションの時間

25分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答5分）

(4) その他

- ① 提案者が多数（6者以上）となった場合は、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者（5者）を選定する。
- ② 集合時間等は、プレゼンテーションに参加する者に電子メールにて通知する。
- ③ プレゼンテーションはパソコン等の機材の使用を可とする。

6 審査基準

審査にあたっては、大分県オフィス改革推進事業委託業務提案書審査基準表（以下「審査基準表」という。）に基づき審査委員が個別に評価採点（170点満点）し、そ

の点数を合計する方法により得点を算出し、順位を決定する。

## 7 選定

- (1) 前記6の審査基準により各審査委員の評価点の合計が最も高い者を、最優秀提案者として、業務委託候補者に選定する。ただし、評価点の合計が総得点の6割に達しない場合は、業務委託候補者とししない。なお、最優秀提案者以外の者についても、評価点の高い順に順位付けを行う。
- (2) 提案者が1者の場合は、各審査委員の評価点の合計が総得点の6割以上である場合に業務委託候補者に選定する。
- (3) 選定結果は、すべての提案者に速やかに通知する。
- (4) 審査経緯及び審査内容は公表しない。
- (5) 選定結果に対する異議申立ては受け付けない。

## 8 契約等の締結

- (1) 前記7の選定による最優秀提案者を業務委託候補者として業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合に当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。なお、契約にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約するものではなく、契約金額の範囲内において内容を修正することもあり得る。
- (2) 協議が不調の時は、前記7により順位付けられた上位の者から順に契約等の締結の協議を行うものとする。

## 9 その他留意事項

- (1) 提案の失格、無効  
次のいずれかに該当する申込みは無効とする。
  - ① 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの又は記名のない参加申込書により参加申込みをしたもの。
  - ② 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
  - ③ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
  - ④ 指定する提出期限を超えて提出したもの。
  - ⑤ 「4(2)提案書等提出書類」に示す提出書類がないもの。
  - ⑥ 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの。
  - ⑦ 不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) プロポーザルの停止、中止及び取り消し  
緊急等やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合においてプロポーザルに要した費用を大分県に請求することはできない。

(3) その他

- ① 本プロポーザルへの参加に要する一切の費用は提案者の負担とする。
- ② 本プロポーザルの参加において知り得た秘密は他には漏らしてはならない。
- ③ 提案書の取扱い

ア 提出された提案書は、本プロポーザル以外に無断で使用しないものとする。

イ 提出された書類は、必要に応じて複製を作成することがある。

ウ 提出された書類は、返却しない。

エ 提出期限後は、企画提案書等に記載された内容の変更を認めない。

オ 提出された企画提案書に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は大分県に帰属し、無償で大分県に譲渡するものとする。

④ 実際の業務内容は、提案内容を基に予算の範囲内で大分県と選定した提案者との話し合いにより決定する。

⑤ 提案書の提出は、1者について1案とする。

⑥ 提案者から提供された従業員等の個人情報は、実施及び契約に係る事務処理において必要な連絡にのみ用いるものとし、他の用途には用いないこととする。

⑦ 上記カに示す個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従うこととする。

⑧ 企画提案内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

⑨ この要領に定めない事項については、地方自治法、同法施行令、大分県会計規則、大分県契約事務規則、建築基準法、消防法、建設業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等の定めるところによるものとする。

10 問い合わせ先

大分県総務部行政企画課 古澤・糸永・渡辺

電話番号：097-506-2233

E-mail：a11100@pref.oita.lg.jp